

事 務 連 絡

平成 30 年 12 月 21 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置に関する
利用状況等の資料提出依頼について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡し、関係医療機関に資料の提出を依頼することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、本事務連絡を別添各団体に送付しましたので、貴団体におかれましても、必要に応じご協力を賜りますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房給与厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

平成30年12月21日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置に関する
利用状況等の資料提出依頼について

「平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について（平成30年4月2日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）」に記載した特例措置の利用状況等の把握についての取扱い等をお記のとおりとするので、平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置を利用している保険医療機関に資料の提出を依頼するようよろしくお願いしたい。

記

- 1 「平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置に関する利用状況等の資料提出依頼について（平成30年7月2日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）」により「平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」を「平成30年7月1日以降も特例措置の利用を継続する必要がある」として提出した保険医療機関は、平成31年1月1日（火）時点の特例措置の利用状況等について、平成31年1月11日（金）までに地方厚生（支）局に資料を提出すること。その際、利用している特例措置ごとに提出が必要な資料（別紙1、2、4、5等）については、「平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の概要」（別添1）に記載しているので、それに沿って対応すること。

2 地方厚生（支）局は、上記1により提出された資料の内容を確認し、報告内容をとりまとめ、平成31年1月18日（金）までに、下記担当宛に報告すること。

また、提出された資料の内容に疑義等がある場合（例：別紙1の記述が粗く、特例措置の利用の必要性が判断できない場合）には、必要に応じて当該保険医療機関への訪問調査、電話照会等により状況を把握し、併せて下記担当まで報告すること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL：03-5253-1111(内線 3288)

FAX：03-3508-2746